**平成２７年（フ）第５５２号**
兵庫県三田市けやき台３丁目33番地15
破産者　久積　由美（旧姓網中）
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５８９号**
神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号　カサパロマ水木601号室、従前の住所神戸市兵庫区湊川町６丁目６番１―407号
破産者　買いマッスル兵庫店ことセル販売兵庫店こと　佐藤　宏樹
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第６０３号**
神戸市北区有野台２丁目９番地４―304号、従前の住所神戸市東灘区森北町２丁目２番21号　サニーハイツ森北　602号
破産者　加島　誓次
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２１３号**
岡山県倉敷市西中新田322番地23（西中ハイツ202号）
破産者　平井　史恵
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第７８号**
福岡県宮若市磯光1389番地　市営菅牟田団地107号
破産者　山野　笑男
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２７年（フ）第３１号**
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地（栄町団地56号）、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野2666番地６
破産者　尾上　優子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２７年（フ）第１２９号**
長崎県長崎市高島町1300番地　日吉岡アパートＡ棟101（開始決定時の住所）長崎県長崎市高島町2709番地、旧住所広島県広島市安佐北区亀山６丁目13番24号
破産者　細川　剣吾
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１３３号**
長崎県長崎市天神町２番２号　スマイルビル２Ｆ（旧住所）長崎県雲仙市小浜町南本町342番地２、申立時の住所長崎県長崎市桜木町３―14
破産者　森田　康彦
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１７５号**
鹿児島県鹿児島市武２丁目28番19号（神光教会内）
破産者　今福　孝一
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第１７９号**
北海道旭川市春光５条９丁目13―28　グループホーム春、住民票上の住所北海道旭川市春光５条９丁目２番31号　グループホーム春
破産者　浜　　俊充
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２５号**
岩手県奥州市水沢区黒石町字袖ノ沢52番地
破産者　佐藤　秋美
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２７年（フ）第３８号**
秋田県横手市増田町増田字福嶋道西138番地１
破産者　石田　勇一
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２７年（フ）第６６号**
奈良県香芝市畑４丁目551番地１　ケイプリビエールＢ103号
破産者　濱口　清史
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４７６号**
神奈川県藤沢市湘南台３丁目30番地の14　エムスタⅢ201
破産者　牧野内久子
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１８８号**
岐阜市梅河町２―21―１キャピタル岐阜Ⅰ402号、住民票上の住所岐阜市住ノ江町２丁目２番地
破産者　嶽　　政敏
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２０６号**
岐阜県各務原市三井北町２丁目236番地１（二宮ハイツＡ105）
破産者　大河　　渡
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第２０７号**
岐阜県各務原市三井北町２丁目236番地１（二宮ハイツＡ105）
破産者　大河　**蘭**子
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所